

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける
沖縄県の中小・小規模・個人事業主向け

国・県の支援策について (給付金、融資、補助金等)

本資料は2020年8月5日時点の情報に基づき作成しています。

○経営に関する相談窓口

- ・内閣府沖縄総合事務局中小企業課 (098-866-1755)
- ・沖縄県よろず支援拠点 (098-851-8460)

※1 沖縄総合事務局経済産業部
メールマガジン、Twitter、Facebook
QRコード



メルマガ登録



Twitter



Facebook

※2 沖縄総合事務局経済産業部ホームページURL
<http://www.ogb.go.jp/keisan>

1 給付金・助成金等

(1) 資金の使途を問わないもの

持続化給付金（国）

- ・対象：売上が前年同月比▲50%以上の中堅・中小・小規模・個人事業者等
- ・給付額：法人200万円、個人事業者100万円（ただし、昨年1年間の売上からの減少分が上限）
※6月29日より、①主たる収入を雑所得・給与所得で申告した個人事業者、②2020年1～3月に創業した事業者も申請可能になった。

市町村で実施する支援金等（市町村）

沖縄県内の市町村において、事業者向けの給付金・支援金等を実施している場合あり。
実施の有無や支援対象は市町村によって異なる。

(2) 特定の使途を前提としたもの

事業縮小に伴う休業手当等の助成

※助成率等は緊急対応期間（4月1日～9月30日）の場合

雇用調整助成金（国）

- ・対象：最近1ヶ月で売上、生産高等が▲5%以上
- ・助成率：中小企業4/5、大企業2/3（解雇等がない場合、中小企業10/10、大企業3/4）
- ・助成上限額：1人あたり日額 1万5千円

上乗せ

沖縄県雇用継続助成金（県）

- ・対象：国の「雇用調整助成金」の支給決定を受けた事業主
- ・助成率：中小企業1/10、大企業1/6（解雇等がない場合、大企業1/4（中小企業は国が10/10助成））

【労働者向け】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金（国）

休業手当を受けることができない労働者に対する新たな給付制度

- ・対象：2020年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示により休業した中小事業主の労働者であって、休業手当を受けられない方
- ・支給額：休業前賃金の80%（日額上限1万1千円）を休業実績に応じて支給

2 資金繰り・融資

(1) 国・県の新型コロナ関連融資制度

【沖縄公庫で取扱い※1】

新型コロナウイルス感染症特別貸付（国）

- ・対象：売上高が前年又は前々年同期比▲5%以上の事業者等
- ・融資限度：中小資金6億円、生業資金8千万円
- ・利率：当初3年間は基準金利から0.9%引下げ
(4年目以降は基準金利)
※利下げ限度は、中小資金：2億円、生業資金：4千万円
- ・融資期間：運転15年、設備20年（据置5年以内）

利子補給による実質無利子化※2

本特別貸付対象者であって、以下の売上減少要件に合致の場合、**当初3年間実質無利子化**

- ①個人事業主・フリーランス：要件なし
- ②小規模事業者：▲15%以上
- ③中小企業者：▲20%以上

※無利子化限度額は、中小資金：2億円、生業資金：4千万円

【県内主要金融機関で取扱い※3】

新型コロナウイルス感染症対応資金（国・県）

- ・対象：セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証のいずれかを利用した事業者
- ・融資限度：4千万円
- ・利率：当初3年間実質無利子（売上の前年同月比が、個人事業主等で▲5%以上、中小・小規模事業者で▲15%以上の場合、保証料もゼロ）
- ・融資期間：運転・設備10年（据置5年以内）
- ・融資窓口：融資及び信用保証の申し込みは、実施金融機関においてワンストップで受付

※1 商工会・商工会議所でも沖縄公庫の融資斡旋を実施中

※2 商工中金における「危機対応融資」においても実質無利子化を実施中

※3 実施金融機関は、琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、商工中金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行

※4 既往債務の実質無利子への借換も可能（借換による無利子化上限は、新規融資と既往債務借換額の合計で、上記融資制度の無利子化限度額まで）

(2) 信用保証（国）

民間融資に対する保証として、一般枠2.8億円とは別枠で以下の2つを活用し、最大5.6億円の別枠保証

- ①セーフティネット（SN）保証（中小企業信用保険法第2条第5項）
4号：売上高前年同月比▲20%以上の場合、債務を100%保証、一般枠と別枠で最大2.8億円
5号：売上高前年同月比▲5%以上の場合、債務を80%保証、一般枠と別枠で最大2.8億円
- ②危機関連保証（中小企業信用保険法第2条第6項）
売上高前年同月比▲15%以上の場合、債務を100%保証、一般枠、SN枠と別枠で最大2.8億円

(3) 資本金性資金供給・資本増強支援（国）

【沖縄公庫・商工中金で取扱い】

新型コロナ対策資本金性劣後ローン（新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付）※1

本来の収益力が回復するまでの財務安定化に必要な、金融機関から資本と見なされる資金を融資

- ・対象：中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業再生を図る事業者、事業計画の策定により民間金融機関等による支援等の支援体制が構築されている事業者等
- ・融資限度：沖縄公庫 7.2億円（中小資金）・7千2百万円（生業資金）、商工中金 7.2億円
- ・利率：当初3年間は0.5%。4年目以降は業績に応じ毎年見直し
- ・融資窓口：5年1ヶ月、10年、20年のいずれか

※1 沖縄公庫の制度名。商工中金では「危機対応業務 資本金性劣後ローン」という制度名

※2 商工中金のみ中堅企業も対象（中堅企業の場合の条件は異なる）

※3 資本増強支援に関しては、今後、中小機構による官民連携ファンドを通じた出資等による中小企業の再生支援も実施予定

3 設備投資等への補助事業

中小企業生産性革命推進事業（国）

新型コロナを乗り越えるための投資を行う事業者向けに、通常枠に比べ、補助率・補助上限額を上乗せした「特別枠」を設定。また、「業種別ガイドライン」等に基づき実施する感染防止対策も支援（事業再開枠）

補助上限・補助率	通常枠	特別枠（類型A）	特別枠（類型B・C）
持続化補助金 （販路開拓等）	50万円・2/3	100万円・2/3	100万円・3/4
	【事業再開枠】50万円・定額（10/10）※		
ものづくり補助金 （設備導入）	1,000万円・1/2 （小規模2/3）	1,000万円・2/3	1,000万円・3/4
	【事業再開枠】50万円・定額（10/10）		
IT導入補助金 （IT導入）	450万円・1/2	450万円・2/3	450万円・3/4

※事業再開枠の補助額は、総補助額の1/2以下であること

※クラスター対策が必要と考えられる業種（ナイトクラブ、ライブハウス等）はさらに上限を50万円上乗せ

<特別枠の申請要件>経費の1/6以上が、以下のいずれかに合致

類型A：サプライチェーン毀損への対応（部品調達滞りを回避するための製造の内製化等）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換（キャッシュレス端末導入、EC販売へのシフト等）

類型C：テレワーク環境の整備（WEB会議システムの導入等）

<事業再開枠の対象>業種別ガイドライン等に基づく、以下の感染防止対策費

消毒、清掃、飛沫防止対策（アクリル板・透明ビニールシート等）、換気設備 等

4 消費喚起に向けた事業

Go To キャンペーン（国）

①観光キャンペーン（Go To Travel）

・代金の1/2相当分のクーポン等を付与（最大一人あたり2万円分/泊）

②飲食キャンペーン（Go To Eat）

・飲食店で使えるポイント等を付与（最大一人あたり1000円分）

・登録飲食店で使えるプレミアム付食事券（2割相当分の割引等）を発行

③イベント等キャンペーン（Go To Event）

・イベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、割引・クーポン等を付与（2割相当分）

④商店街キャンペーン（Go To 商店街）

・商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、プロモーション、観光商品開発等の実施

【参考】市町村・商工会等における相談対応体制の強化

経済産業省の補正予算において、以下の取組のための費用（94億円）を措置

①よろず支援拠点から各市町村に専門家を派遣し、事業者からの相談対応体制を整備

②全国商工会連合会及び日本商工会議所が、各種申請等の対応を行う相談員を配置するなどの支援体制を強化する取組を補助